

## その1

「終活5点セットを詳しく知りたい」

- 面談の申し込み  
↓こちらへお電話ください

えなぼん社会福祉士事務所  
0573-22-9971 (代)



- 面談時には「想い」を存分にお聞かせください。終活5点セットについて、丁寧にご説明いたします。  
※支援者（ケアマネジャー様など）や、ご家族様等に同席頂くことがあります。

- ご利用を決められた場合は申込み書に必要事項を記入します。

## その2

公正証書の「原案」を作成

- 社会福祉士・行政書士と、公正証書原案を作るための面談を行います。
- 遺言したい内容や、葬儀・納骨・お墓に関するご希望などを伺います。
- 「代理権目録」に記載する内容などを、詳細にお打合せいたします。

## その3

公正証書の作成（契約）

- 公正証書の原案が完成したら、公証役場と契約日の日程調整を行います。
- 公証役場において証人2名とともに契約を行います。ご本人様が交渉役場へ出向くことが困難な場合は、施設やご自宅に公証人が出向くことも可能です。

## その4

支援の開始

- お通帳や不動産に関する書類、保険証券、保有株式の情報などをお預かりし、「財産目録」を作成します。
- ご自身の財産の状況について、いつでも確認することができます。
- 「代理権目録」に記載のある法律行為を、代理して行うことが可能になります。
- 入院の付き添いや、買い物代行などの「事実行為」についても支援いたします。（料金別途）
- 訪問やお電話にて、ご本人様の状況やご相談などをお伺いします。

契約に際してご用意していただくもの

- \* 実印・銀行印・認印
- \* 印鑑証明書
- \* 顔写真入りの公的な証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）
- \* 保険証類・身体障害者手帳など
- \* お通帳
- \* 固定資産税納税通知書などの不動産に関する書類
- \* 保険証券
- \* 株式等

費用について

【契約時一時金】終活セット契約手数料、公正証書原案作成報酬、公証役場事務手数料など合計35万円程度必要です。

【状況に応じて月額報酬】財産管理委任契約・任意後見契約により、代理権目録にある法律行為を行う状況になった場合、それ以後月額27,500円～（税込）の報酬となります。

【遺言執行報酬】  
相続財産の1%、または33万円（税込）

【死後事務執行報酬】 22万円～（税込）

【事実行為報酬】代理権目録に含まれない事実行為については5,500円/1時間

※費用の詳細やわからない用語など、お気軽にお問い合わせください。

